

長野支社の異常な職場実態!

組合員の命と健康を守るために、適正要員の配置と
労働基準法違反を根絶させ、安心して働く職場を創り出そう！

長野地本は、12月1日申4号「働きがいのある企画部門の構築」に向けた緊急申し入れを行った。これは、11月27日に東京地本のホームページを通じて「違法な長時間労働やパワハラが横行している」「サービス残業がある」「命を脅かす事態になっている」「長野支社はもう限界だ」という告発に基づいたものである。それ以降も繰り返し告発があり、その中で、長野支社企画部門の異常な状況が明らかとなつた。

申4号交渉では、この告発に対する事象について「長野支社は一切認めない」「調査は行ったが何も問題はない」「サービス超勤の指摘に対して、JINJREの打刻時間・本人の入力した時間・パソコンの稼働時間を使用して調査する必要はない」「労働時間管理は会社と個人の責任において行う」「労働時間管理は適切に行われている」という回答であり長野地本が把握している企画部門の現状とあまりにも乖離があるため、長野地本は引き続き調査を継続することを通告して対立し、交渉は終了した。

その後、企画部門全組合員に対するアンケートを行い、「月の超勤時間が30時間に近づくと上長から打刻前・後のサービス残業を指示されている」「JINJREに入力した超勤時間を修正・削除される」「要員が足りていないのに、冬期要員まで出して更に苦しくなっている。要員が足りていないにも関わらず出す」という事は、会社は業務量・内容を把握できていない。自殺したい、死にたいと思ったこともある。誰が自殺してもおかしくない」「しつけを名目にした自分の時間での清掃」「増収旅行に行かないと個別に呼び出され注意される」「上司からの恫喝やパワハラ発言が横行している」など、この他にも200件以上に上る悲痛な声とブラック企業と言わざるを得ない長野支社企画部門の実態が明らかになった。

長野地本は、このような大変深刻な事態に対して、2018年1月5日に申6号「労働基準法36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」に関する申し入れを全10項目行い、交渉を開始した。今交渉を開始するにあたり①本部申3号確認メモの遵守②本部申3号確認メモにある「社員の健康」という場合、一人一人が健康をベースに「働きがい」「ゆとり」を実感できるものでなければならぬ③業務を遂行するにあたって、社員が精神的に追い込まれたり、圧力を受けたり、社員が自ら命を絶つような状態を作り出してしまうはならない④会社は企画部門全組合員のアンケートで出された現場の声を真摯に受け止め、誠意ある回答を行うという4点を労使で確認し、団体交渉が開催された。しかし、団体交渉で「労働時間は適正に管理されている」「36協定違反はない」「休憩時間に電話対応していても、あくまで自主的であり、電話対応時間だけが超勤になる」「休憩時間とは労働から解放されていることだ」と会社は回答しているのに対して、実態は休憩時間に電話の子機を持って休憩ならざる休憩をしており、この状態が「労働から解放されている」とは、断じて認めることはできない。さらに、支社が実施した実態調査は管理者への聞き取りのみであり、調査が不十分であることを通告したが、「調査を行う必要はない」「アンケートの内容と実態を誰が証明できるのか。会社としては、そのような実態はない」という回答に会社は終始し、組合員の悲痛な声で明らかになった、労働基準法違反などの違法行為について一切認めず、再調査も行わない姿勢であることから交渉は中断した。

本日、企画部門全組合員の悲痛な声を真摯に受け止めること。労働基準法違反を認めない限り団体交渉を再開できないことを長野支社に対して通告した。長野支社は、姿勢を改めるべきだ！

長野地本は、明らかな労働基準法違反に対し、現在の長野支社内の労働時間管理の体制では限界があることから、単なる1年締結ではなく、協定の有効期間中に「36協定違反等」が発生した場合、途中解約を可能とするため、「破棄条項」を含めた1年締結とすることを本部に強く要請する。

組合員の「命と健康」を守るために、労働基準法を遵守できるJR東日本会社をつくり出すために、長野地本は全組合員と共に奮闘していくことを明らかにする。

2018年1月19日
東日本旅客鉄道労働組合
長野地方本部

こんな会社で働きたいと思いませんか！
嘘やごまかしは通用しない！

社員の命が危ない！長野支社は悲痛な声を真摯に受け止め猛省しろ！
大宮地本は長野地本と共にたたかい抜く！